

BCP「これだけは！」シート（感染症対策版）

策定・最終更新日： 令和6年9月1日

1. 基本情報

企業名・屋号・工場名など	若あゆ作業所	所在地	埼玉県深谷市武蔵野777番地4	事業継続目標（注1）	感染の広がりを抑え、早期に通常業務に戻す。
事業継続方針	①利用者の安全確保 ②サービスの継続 ③職員の安全確保			関係施設	花園、山鳩 新光苑、ヘルパーステーション「けいあい」、レイス治療院、ふわふわ寄居、ビーハック

2. BCPの発動条件

条件①、条件②のいずれかに当てはまる場合はBCPを発動します。

条件①	自施設にインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など集団感染の起こす可能性のある感染症に感染した者が発生した場合。
条件②	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など集団感染の起こす可能性のある感染症が近隣の市町村や近隣の施設で蔓延している場合。 ※「4. 予防対策」に関してBCPの発動に関係なく、平時から実施をする。

3. BCPの発動時の組織体制

緊急時の組織体制を事前に決定します。

職員間の連絡方法	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> SNS（業務用LINE） <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（グーグルミート、ズーム） ※なるべく非接触での連絡手段をとる。			
施設長 (秋山)	① 情報担当責任者	最新の感染症に関する情報を収集するとともに施設内外への情報発信を行う。	担当： 秋山	副担当： 齊藤富子
	② 物資担当責任者	感染者発生時・発生前に必要な物品の管理に関する対応を行う。	担当： 田端	副担当： 松本
	③ 予算担当責任者	感染予防及び感染者発生時に必要とされる予算の管理を行う。（衛生用品・資金繰り等）	担当： 黒澤	副担当： 齋藤富子
	④ 現場担当責任者	感染症に対する予防対策・感染者対策・復旧対策について現場での対応を行う。	担当： 中井	副担当： 松本

※施設長が対応できない場合に代理として司令塔を担う方
[齋藤富子]

4. 予防対策

感染者の発生及び事業の中断を未然に防ぐための対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）	自施設独自ルール
情報収集と施設内への情報提供	日本政府及び関係省庁、県市町村にて最新の情報収集する（①） 収集した情報は全従業員に情報提供を行う（①）	関係省庁、市町村からのメール配信のチェック LINE、電話等で職員、保護者へ必要に応じて周知
感染症に関する施設外への情報発信	「現在の状況、予防対策、感染者対策、復旧対策」を情報発信する（①）	各関係施設、保護者、職員へ必要に応じて情報発信をする。
健康管理の徹底	健康観察を実施する（発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等）（④） 手洗い及び手指の消毒を徹底する（④）	利用者、職員の健康観察、検温の徹底 利用者、職員の手洗い、手指消毒の徹底
施設への立入制限	来訪者の入退管理を行う（④） 来訪者の立入可能エリアを限定する（④）	来訪者チェック表の活用 来訪者は原則、応接室での対応
対人距離の確保	アクリルパーティションの活用（②③④） 食事の際は静かに食事をし、マスクなしでの会話をしない。（④）	利用者、職員の前アクリルパーティションを設置する。 利用者職員とも食事中は黙食を徹底する。
施設内設備の消毒	頻りに接触する場所を重点的に消毒する（②④）	ドアノブなど頻りに接触する場所は定期的に消毒を行う。
勤務体制の変更	勤務体制の変更を行う（④）	休業手当を利用しながら、利用者の人数に応じて職員数の調整をする。
研修・出張や外出の制限	事業継続上、最低限の場合を除き、感染症が流行している地域への外周や出張を禁止する（①）	研修や外部でのモニタリングは感染状況を見ながら決定する。
事業の縮小又は拡大等	事業継続目標の需要増減を見据えた事業の縮小・撤退・拡大を検討する（①）	行事の開催の可否や職員数が少ない場合は受け入れ人数の制限をかける。
委員会、研修の実施	感染症対策委員会、職員への研修を通じて、感染症防止への理解力を深める（①）	年に4回の感染症対策委員会での検討事項は職員会議で周知、共有する。研修や感染症防止に関する訓練も随時実施する。
事業継続に必要な物資・サービスの確保	自施設の事業継続に必要な物資・サービスを洗い出し、それらを調達する予算を算出して確保する（②③） 主な連携施設において感染者が発生した場合に備え、代替手段などを保護者、相談支援専門員と話し合っておく（①④）	事前にマスクや手袋、防護服などの感染症対策に必要な物品の確保をしておく。 感染症蔓延時の対応を保護者、関係施設と事前に確認をしておく。

5. 感染者対策

自施設や関係施設において感染の疑いがある者又は感染者が出た場合の対策について事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）
職員、利用者に感染の疑いがある場合	<input type="checkbox"/> 発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等の症状がみられる際は、出勤や利用をしないよう職員、利用者へ周知徹底する（①） <input type="checkbox"/> 症状がみられる際は、施設長、管理者に報告させるとともに、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に電話相談し、その指示に従う（④） <input type="checkbox"/> 職員の勤務中の場合は速やかに退勤し、利用者の場合は各施設の対応マニュアルに準ずる（④）
職員、利用者が感染した場合	<input type="checkbox"/> 保健所の指導に基づき、必要に応じて(1)調査協力、(2)消毒指導等に速やかに対応する（④） <input type="checkbox"/> 感染事例を踏まえた更なる予防対策を検討・導入し、全職員に対して周知徹底する（①） <input type="checkbox"/> 利害関係者（主な関係施設、取引先など）に対して対応状況の周知を行う（①） ※感染者が特定されないことがないように留意する <input type="checkbox"/> 出勤や利用の再開は医師の指示に従い、体調を確認しながら復帰させる（④） ※職場復帰や利用再開時は、差別などが起こらないよう配慮する
職員、利用者の同居の家族に感染の疑いがある場合	<input type="checkbox"/> 職員、利用者の同居家族に対する予防対策・感染者対策を指導及び周知徹底する（①） <input type="checkbox"/> 職員、利用者の同居家族の体調不良についても、施設長、管理者に報告させる（④）
職員、利用者の同居の家族が感染した場合	<input type="checkbox"/> 当該職員、利用者は出勤・利用停止とする。感染可能な期間は自宅待機による健康観察に協力し、その指示に従う（④）
関係施設において感染者が発生した場合	<input type="checkbox"/> 当該感染者と自施設の利用者との接点を確認し、感染可能な期間は自施設の利用を停止する。（①）
事業の縮小、休業等	<input type="checkbox"/> 感染症が蔓延した場合、保健所や市町村の指示に従い、利用を縮小あるいは停止する（①）

6. 復旧対策

感染者発生後の事業復旧又は自粛からの緩和において実施する対策を事前に決定します。

	原則（適用するものに☑）
出勤、サービス利用の再開	<input type="checkbox"/> サービスの縮小あるいは停止中には感染していない者の健康観察をし、再拡大の恐れがない事を確認する。 <input type="checkbox"/> 療養後は医師の指示のもと、出勤やサービス利用の再開を行なう。
BCPの解除	<input type="checkbox"/> BCPの発動条件①、②ともに該当しなくなった場合
関係施設、保護者への対応	<input type="checkbox"/> 関係施設、保護者に対して順次感染状況を説明し、サービスの再開を知らせる。

当施設は上記の感染症対策を実施します。 次回 令和7年 2月に見直します。

※文中の（ ）内の数字は、上記「3. BCPの発動時の組織体制」に記載の各担当責任者が担う取り組みの事です。

BCPの発動時の各自の対応早見表

BCPの発動条件 条件①、条件②のいずれかに当てはまる場合はBCPを発動します。						
条件①	自施設にインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など集団感染の起こす可能性のある感染症に感染した者が発生した場合。					
条件②	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など集団感染の起こす可能性のある感染症が近隣の市町村や近隣の施設で蔓延している場合。					
状況		インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など集団感染の起こす可能性のある感染症が施設近隣の市町村で蔓延している場合。	本人の家族に感染の疑い	本人の家族等が感染した場合	本人が感染の疑い	本人が感染
利用者	通院	なし	家族の通院	家族の通院	本人の通院	本人の通院
	利用、出勤制限	なし	診断結果が分かるまで不可	医師の指示に従い、家族の自宅療養が終わるまでは不可	診断結果が分かるまで不可	医師の指示に従い、自宅療養が終わるまでは不可
職員	通院	なし	家族の通院	家族の通院	本人の通院	本人の通院
	利用、出勤制限	なし	診断結果が分かるまで不可	医師の指示に従い、家族の自宅療養が終わるまでは不可	診断結果が分かるまで不可	医師の指示に従い、自宅療養が終わるまでは不可

その他感染症疑い 利用、出勤制限早見表

症状		発熱	下痢	嘔吐	咳	発疹
利用者	本人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に38℃以上の熱が出ている ・24時間以内に解熱剤を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の嘔吐がある。 ・食欲がなく、水分補給ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・続く咳が出る。 ・喘鳴や呼吸困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹がある。
職員	本人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に38℃以上の熱が出ている ・24時間以内に解熱剤を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上の嘔吐がある。 ・食欲がなく、水分補給ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・続く咳が出る。 ・喘鳴や呼吸困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱とともに発疹がある。

※通院をせず医師の指示がない場合、これらの状態の時は施設の利用、出勤は不可。

備蓄品			
No.	品名	数量	保管場所
1	マスク	4000	駐車場倉庫
2	消毒液	3箱	駐車場倉庫
3	ガウン	300	駐車場倉庫
4	手袋	1000	駐車場倉庫
5	ゴミ袋	100枚	駐車場倉庫
6	フェイスガード	200	駐車場倉庫
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			